

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 10) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 7)
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から平成 31 年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、税制措置の拡充・延長等を図る。</p> <p>(1) 徹底した運用改善を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附払込時期の弾力化、基金への積立要件の緩和、地方創生関係交付金と併用した場合のインセンティブ付与、地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化等。</li> </ul> <p>(2) 平成 31 年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(平成 36 年度まで)延長すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度創設(平成 28 年度税制改正)時と同様に、国の次期総合戦略の期間(平成 32 年度～平成 36 年度)と合わせる。</li> </ul> <p>(3) 特定の寄附に係る税額控除割合を引き上げること。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 42 条の 12 の 2、第 68 条の 15 の 3、附則第 90 条、第 112 条</li> <li>・ 租税特別措置法施行令(昭和 32 年 3 月 31 日政令第 43 号)第 27 条の 12 の 2、第 39 条の 45 の 3、附則第 15 条、第 28 条</li> <li>・ 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)第 20 条の 7 の 2、第 22 条の 29 の 2</li> <li>・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 8 条の 2 の 2、第 9 条の 2 の 2</li> <li>・ 地方税法施行規則(昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号)附則第 2 条の 6、第 3 条の 2</li> </ul>	
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～36 年度	
7	創設年度及び改正経緯	・平成 28 年度税制改正において新設	

8	適用又は延長期間	5年間(国の次期総合戦略の期間(平成32年度～平成36年度)に合わせる)
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。</p> <p>(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)</p> <p>第九条</p> <p>2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)</p> <p>第十条</p> <p>2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>地域再生法(平成十七年法律第二十四号)</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等</p>

(地域再生計画の認定)

第五条

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017 改訂版)

(平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)

IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-

3. 財政支援の矢

(3) 税制

志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。

◎地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)[措置済]

「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を2016 年度に創設した。2017 年 12 月現在、387 事業が認定を受けており、今後も関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開することにより、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018

(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

IV. 地方創生に向けた多様な支援(地方創生版・三本の矢)

3. 財政支援

平成 28 年度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、これまでに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有

		<p>する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、制度の概要や事例を紹介する動画や優良事例集を作成し、地方公共団体や企業に周知するなど、積極的なPR活動を行う。また、地方公共団体や企業に対してニーズ等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること等により、一層の活用促進を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 地方創生の推進          施策目標8 地域再生の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>下記の観点を踏まえ、平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進</li> <li>・ 地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進</li> <li>・ 本社機能の移転促進税制の補完</li> </ul> <p>達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする。</p> <p>なお、地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている。</p> <p>また、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定しているが、本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる（算定根拠については別紙参照）。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。</p> <p>また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。</p> <p>企業においても、本社機能の移転に至らずとも、本税制措置を活用</p>

			<p>することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 28 年度:58 件(実績)  ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>平成 29 年度:493 件(実績)  ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」</p> <p>平成 30 年度:542 件(推計)  ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>平成 31 年度:379 件(推計)  ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>平成 32 年度～平成 36 年度:各年度 1,440 件(推計)  ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
		② 適用額	<p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・・・・・・6,095 千円(実績)  ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</li> <li>・法人住民税・・5,559 千円(実績)  ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</li> <li>・事業税・・・・・・1,180 千円(実績)  ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</li> </ul> <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・・・・・・50,421 千円(推計)  ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」に基づき作成(算定根拠については別紙参照)</li> <li>・法人住民税・・190,280 千円(実績)  ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」に基づき作成(算定根拠については別紙参照)</li> <li>・事業税・・・・・・110,846 千円(実績)  ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」</li> </ul>

		<p>平成 30 年度(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・・・・・・55,463 千円</li> <li>・法人住民税・・209,308 千円</li> <li>・事業税・・・・・・121,930 千円</li> </ul> <p style="text-align: center;">※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>平成 31 年度(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・・・・・・38,824 千円</li> <li>・法人住民税・・146,516 千円</li> <li>・事業税・・・・・・85,352 千円</li> </ul> <p style="text-align: center;">※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>平成 32 年度～平成 36 年度(各年度)(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・・・・・・147,531 千円</li> <li>・法人住民税・・556,761 千円</li> <li>・事業税・・・・・・324,338 千円</li> </ul> <p style="text-align: center;">※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>平成 28 年度(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・・・・・・6,095 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</li> <li>・法人住民税・・5,559 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</li> <li>・事業税・・・・・・1,180 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</li> </ul> <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・・・・・・50,421 千円(推計) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</li> <li>・法人住民税・・190,280 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</li> <li>・事業税・・・・・・110,846 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</li> </ul> <p>平成 30 年度(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・・・・・・55,463 千円</li> <li>・法人住民税・・209,308 千円</li> </ul>

		<p>・事業税・・・・・・121,930 千円  ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 31 年度(推計)</p> <p>・法人税・・・・・・38,824 千円  ・法人住民税・・146,516 千円  ・事業税・・・・・・85,352 千円  ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 32 年度～平成 36 年度(各年度)(推計)</p> <p>・法人税・・・・・・147,531 千円  ・法人住民税・・556,761 千円  ・事業税・・・・・・324,338 千円  ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成 30 年 8 月現在</p> <p>・認定事業数 494 事業  ・総事業費 1,262 億円  ・寄附額累計(平成 28 年度～平成 29 年度) 31 億円  ※地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」(平成 28 年度:7.5 億円、平成 29 年度:23.3 億円)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中(「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」(内閣官房実施))であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている。</p> <p>しかしながら、平成 30 年度企業版ふるさと納税の利用促進に向けたアンケート(平成 30 年 6 月内閣府実施)によると、地方公共団体にとっての企業版ふるさと納税を活用するメリットとして、「民間資金で財源を確保しつつ、地方創生プロジェクトに取り組むことができる」と回答した地方公共団体は 91.2%(310 団体/340 団体(認定申請したことがある地方公共団体))であった。また、同アンケートでは、企業版ふるさと納税を利用して得られた効果として、「観光客入込数(交流人口)の増加等の効果があり、本市の魅力を知ってもらう機会が増えた。」「当該事業を活用したことにより、観光の問い合わせのみならず定住相談も増え、実際に I・U ターン者も確保できた。」「計画の途中だが、現段階では KPI 値は目標を達成しており、交流人口が増加している。」とい</p>

った声もあったことから、具体的に観光客入込数やUIJターン者数といったKPIが達成されるという本税制の効果があつたと認められる。

また、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行った企業からは、「企業にできることは限られているが、行政と協力して取り組むことで広がりが出てくる。企業が考えている目的で寄附したお金を使ってもらえるなら、企業としてもメリットは大きい。」、「使途が極めて明確な企業版ふるさと納税による寄附は企業としても出しやすいし、役に立っている実感が湧いてくる。」といった声もあったことから、企業と行政が結びつくことにより、事業の質の向上につながっているという本税制の効果があつたと認められる。

内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計どおり、寄附額が累積で増加していけば、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる。

なお、企業版ふるさと納税を活用している地方公共団体からは、地方創生の取組に成果が出てきているが、さらに推進するために制度の改善を図るよう要望があるところ(全国知事会、全国市長会等)であり、こうした要望からも本税制措置が地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIに寄与しているものと考えられる。

さらに、測定指標(本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定しており、平成28・29年度の寄附額の累計は31億円(達成率41%)となっている。

本税制の拡充・延長が行われた場合、平成36年度までに累計425億円の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれる。また、企業による創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体への寄附がさらに促進されることにより、企業が地方創生事業に取り組む地方公共団体へ一層貢献することが可能となる(算定根拠については別紙参照)。

**【拡充・延長した場合】**

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425



		⑤ 税込減を是認する理由等	企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が飛躍的に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月22日閣議決定)では、「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を定めており、その中で、「(1)自立性」として、施策が構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにし、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指すこととしている。</p> <p>国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくという目的を持つ本税制の措置は極めて妥当であるといえることができる。</p> <p>なお、措置の対象は、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に限定されていること、また、寄附のうち一定割合は企業負担としていること、さらに、本税制の拡充対象は特定の寄附に限定していることから、必要最小限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制の拡充・延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となる。以上のことから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月

## 成果目標（地方創生事業に対する寄附額）

### <成果目標：平成31年度末までの寄附額累計75億円>

- 達成目標に係る測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定している。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	計
寄附額 (千円)	746,927	2,330,193	2,543,394	1,824,146	7,444,660

(※1) 平成28年度、平成29年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出した。平成29年度は速報値となっている。

(※2) 平成30年度、平成31年度の寄附額については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

### <拡充・延長された場合>

- 拡充・延長された場合の平成36年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、425億円程度の寄附額を見込んでいる。

(1) 平成28年度、平成29年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する（平成29年度は速報値）。

(2) 平成30年度の寄附額については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

(3) 平成28年度寄附額（実績）、平成29年度寄附額（速報値）をみると、1年目に地域再生計画を作成し、2年目以降に事業費や寄附額が積み上がることから、拡充・延長された場合にも、同様であると仮定して積算する。

・平成31年度については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

・平成32年度の寄附額（推計）は、以下のとおり算出した。

$$\begin{aligned} & (\text{平成29～平成31年度の平均}) \times (\text{平成28年度から平成29年度の伸び率}) \\ & = 22.3 \text{ (億円)} \times (23.3 \text{ (億円)} / 7.5 \text{ (億円)}) \\ & = 69.3 \text{ (億円)} \\ & \approx 70 \text{ (億円)} \end{aligned}$$

(4) 平成32年度～平成36年度は、同額で推移するものとする。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425

## 平成 29 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る減収額について

- 「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」（※1）に基づき、以下のとおり法人税控除額を算出した（※2）。

（※1）平成 29 年度の税額控除額の実績を把握するため、内閣府が平成 30 年 6 月に全地方公共団体向けに調査を実施したものであり、地方税である法人住民税及び法人事業税を調査対象としている。

（※2）本調査で得られた特定寄附金税額控除額（実績）と法人住民税のみで全額控除した場合の金額を比較し、その差額を法人税控除額として算出している。

寄附件数	493	件	a
特定寄附金の額	1,170,981,568	円	b
<b>特定寄附金税額控除額（実績）</b>	294,621,158	円	c
法人住民税	183,775,571	円	d
法人道府県民税法人税割	45,943,893	円	e
法人市町村民税法人税割（推定）	137,831,678	円	f=e×3
法人事業税	110,845,587	円	g
<b>税額控除額（税額控除上限）</b>	351,294,470	円	h=b×0.3
法人住民税	234,196,314	円	i=b×0.2
法人事業税	117,098,157	円	j=b×0.1
（※法人住民税、法人事業税で全額控除したと想定）			
<b>法人税控除額</b>	50,420,743	円	k=i-d
法人事業税控除不能額	6,252,570	円	m=j-g

### <平成 29 年度地方創生応援税制減収額>

法人税	50,421 千円
法人住民税	190,280 千円 <計算式> 法人住民税控除額+法人税自動影響分（法人税控除額×（道府県民税法人税割 3.2%+市町村民税法人税割 9.7%）） =183,775,571 円+（50,420,743×12.9%） =190,280 千円
法人事業税	110,846 千円

**平成 30 年度～平成 36 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）  
に係る適用件数・適用額・減収額の推計について**

- 平成 30 年度～平成 36 年度における適用件数・適用額・減収額については、[参考] で積算した寄附額の対前年度の伸び率を乗じることで算出する。

年度	28→29	29→30	30→31	31→32	32→33	33→34	34→35	35→36
寄附額の 対前年度 の伸び率	3.1	1.1	0.7	3.8	1	1	1	1

**<適用件数>** (件)

年度	28 実績	29 実績	30 推計	31 推計	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	合計
件数	58	493	542	379	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	8,672

**<適用額>** (千円)

年度	28 実績	29	30 推計	31 推計	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	合計
法人税	6,095	50,421 推計	55,463	38,824	147,531	147,531	147,531	147,531	147,531	888,458
法人住民税	5,559	190,280 実績	209,308	146,516	556,761	556,761	556,761	556,761	556,761	3,335,468
事業税	1,180	110,846 実績	121,931	85,352	324,338	324,338	324,338	324,338	324,338	1,940,999

**<減収額>**

- ・税額控除であるため、適用額と同額

[参考]

<拡充・延長された場合>

○ 拡充・延長された場合の平成 36 年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、425 億円程度の寄附額を見込んでいる。

(1) 平成 28 年度、平成 29 年度の寄附額については、地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する（平成 29 年度は速報値）。

(2) 平成 30 年度の寄附額については、平成 28 年度第 1 回～平成 29 年度第 3 回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

(3) 平成 28 年度寄附額（実績）、平成 29 年度寄附額（速報値）をみると、1 年目に地域再生計画を作成し、2 年目以降に事業費や寄附額が積み上がることから、拡充・延長された場合にも、同様であると仮定して積算する。

- ・平成 31 年度については、平成 28 年度第 1 回～平成 29 年度第 3 回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

- ・平成 32 年度の寄附額（推計）は、以下のとおり算出した。

$$\begin{aligned} & (\text{平成 29} \sim \text{平成 31 年度の平均}) \times (\text{平成 28 年度から平成 29 年度の伸び率}) \\ & = 22.3 \text{ (億円)} \times (23.3 \text{ (億円)} / 7.5 \text{ (億円)}) \\ & = 69.3 \text{ (億円)} \\ & \approx 70 \text{ (億円)} \end{aligned}$$

(4) 平成 32 年度～平成 36 年度は、同額で推移するものとする。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425